

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願9種類84件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律については、平成7年の「規制緩和推進計画」においてその見直しが明記され、また、平成9年の「経済構造の変革と創造のための行動計画」において、平成9年中に結論を得ることとされた。これを受けて、通商産業省の産業構造審議会流通政策部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議は、平成9年8月に中心市街地の商業活性化策を提言し、12月には大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止等を内容とする中間答申をまとめた。大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案はこれらを踏まえて提出されたものである。

大規模小売店舗立地法案は、大規模小売店舗設置者が配慮すべき指針の策定、大規模小売店舗施設の配置・運営方法等に関する都道府県への新增設の届出、届出内容に関する説明会の開催、都道府県の意見聴取及び勧告等を主な内容とするものである。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案は、国による基本方針の作成、市町村による基本計画の作成、事業者の作成する事業計画の認定、市街地の整備改善に関する支援措置、商業・都市型新事業の活性化に対する支援措置等を主な内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人からの意見聴取、国土・環境委員会との連合審査会を行うとともに、勧告に対する実効性の担保、中心市街地の概念及びその数、出店調整における自治体の役割、中心市街地活性化対策の実施体制、大規模小売店舗立地法の指針の具体的な内容、大店法廃止の理由、商工会議所及び商工会の法的位置付け、消費者の意見が反映されるシステム、社会的規制の是非、大規模小売店舗の届出内容に対して意見が提出できる主体の範囲、都市計画法によるゾーニング規制、数年後の見直しの必要性、特別用途地区設定の実現性、中心市街地活性化法の基本方針の具体的な内容、用途地域以外に出店する大型店に対する規制、第13条「地域的な需給状況」の意味、小売商業政策を大きく転換した理由、中心市街地活性化対策における関係省庁の連携の必要性等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から大規模小売店舗立地法案に対する修正が提出され、同党の修正案に賛成、両法律案に反対の討論がなされた後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対してそれぞれ5項目の附帯決議が付された。

商品取引所法の一部を改正する法律案は、我が国の商品先物市場が海外の商品先物市場に比べて遅れをとっており、外為制度が改正される中、我が国商品先物市場からの資金流

出の進行が懸念されるため、平成10年1月の商品取引審議会答申を踏まえて、商品の上場手続等における諸規制を緩和し、商品先物市場の利便性の向上を図るとともに、委託者保護の強化のため、適合性原則に反する勧誘の禁止、市場取引監視委員会の設置等の措置を講じようとするものである。委員会においては商品取引所の実情を調査するとともに、外為法改正による商品先物市場への影響、委託手数料等に係る規制緩和の促進、勧誘及び取引等における委託者保護の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案は、近年、企業の廃業率が開業率を上回る状態が続いており、また、平成10年4月からの自己資本比率規制の導入に伴う金融機関の貸し渋りによりベンチャー企業の事業活動が深刻な打撃を受けているため、ベンチャー・キャピタルによる投資事業が容易となるよう、無限責任組合員と有限責任組合員とからなる新たな組合契約制度を創設する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、新しい組合契約制度の企業育成における効果、ベンチャー・キャピタルとしての年金資金の位置付け、ベンチャー企業の経済構造上の重要性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の鉱山保安監督局を部に改組しようとするものである。委員会においては、両法人の統合の経緯と理由、統合後の新機関における業務及び組織運営の一体化策、組織の改編に伴う職員の処遇等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案は、我が国の研究資源の多くが集中している大学等における技術に関する研究成果を民間事業者へ移転し、産業界における新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上を図るため、特定技術移転事業者に対する助成金の交付、研究成果を活用する中小企業者への中小企業投資育成株式会社による出資の特例、技術移転事業者が支払うべき特許料の免除等の措置を講じようとするものである。

また、**特許法等の一部を改正する法律案**は、我が国経済の活力を維持するためには、技術開発成果等の迅速かつ十分な保護により、新たな知的創造活動を促進することが重要であるため、工業所有権の保護の強化を行い、あわせて工業所有権制度の国際的調和を図ることを目的として、損害賠償制度の見直しによる権利者の損害補填の適正化、登録要件としての創作性水準の引上げ等意匠の権利保護の強化、特許料の引下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、技術評価及びマーケティングに精通した人材の育成、特許料等の侵害訴訟手続の在り方、工業所有権制度の国際的調和の促進等について質疑が行われた。質疑終局後、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案は、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。また、特許法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、平成7年3月の「規制緩和推進計画」等累次の閣議決定において、合併・営業譲受等の届出制度、株式所有の報告制度等について、制度の趣旨・目的、企業の負担軽減、国際的整合性の確保等の観点から見直しを図ることとされ、平成9年の公正取引委員会独占禁止法第4章改正問題研究会の検討結果を踏まえ、合併及び株式所有報告等の事前届出制度における対象企業の縮減、国外における合併及び株式保有等に対する規制等の措置を講じようとするものである。委員会においては、銀行法等の業法と独占禁止法との関係、公正取引委員会の合併審査における事務処理基準の透明化、国外での合併に対する審査及び排除措置の実効性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年末の地球温暖化防止京都会議での合意に基づき、二酸化炭素を初めとする温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成するため、エネルギーの合理的な使用が義務付けられる工場等の範囲の拡大、省エネ機器普及のため最も効率の良い機器を勘案した基準の設定等の措置を講じようとするものである。

特定家庭用機器再商品化法案は、家庭等から排出される機械器具に係る廃棄物量の増大、廃棄物の最終処分場のひっ迫等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している一方、廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが求められているため、平成9年6月の通商産業省産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会電気・電子機器リサイクル分科会の報告を踏まえ、特定家庭用機器廃棄物について、基本方針の策定、小売業者の特定家庭用機器の引取義務及び製造業者等への引渡義務、製造業者及び輸入業者の特定家庭用機器廃棄物の再商品化義務、収集運搬又は再商品化等に関する料金の請求、再商品化を実施する指定法人の創設、特定家庭用機器を確実に製造業者等に引渡しを担保する管理票制度の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、法改正で見込まれる省エネルギー効果、リサイクル費用負担の在り方、不法投棄防止への対応策等について質疑が行われ、日本共産党より特定家庭用機器再商品化法案に対する反対討論の後、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。また、特定家庭用機器再商品化法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気の現況と見通し、金融機関による貸し渋り対策、週40時間労働制の中小企業への影響、消費税率引上げの景気への影響、内需拡大策としての減税問題、経済構造改革の目的と意義、CO₂削減目標、環境ホルモン問題、新エネルギーの開発状況、住宅の内需拡大効果、フランチャイズ契約に関するトラブル問題、出版物の再販制度維持問題、景況判断の信頼性、地球温暖化対策等の問題が取り上げられた。

4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、繊維産業政策、景気対策、環境ホルモン及びダイオキシン対策、貸し渋り対策、電子商取引、政府開発援助、代替フロン等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年1月22日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日(火)(第2回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件について堀内通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について尾身経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成9年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成10年3月12日(木)(第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件及び平成9年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、根来公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、労働省、厚生省、文部省、環境庁当局及び参考人日本銀行企画局長川瀬隆弘君に対し質疑を行った。

○平成10年3月19日(木)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第58号)について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月31日(火)(第5回)

- 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案(閣法第81号)について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月2日(木)(第6回)

- 商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第58号)について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第58号) 賛成会派 自民、民友の一部、公明、社民、自由、さき、無
反対会派 民友の一部、共産
なお、附帯決議を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成10年4月7日(火)(第7回)

- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫)について堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官及び根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、根来公正取引委員会委員長、政府委員、厚生省、環境庁、大蔵省、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月9日(木)(第8回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案(閣法第81号)について堀内通商産業大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第81号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、さき
 反対会派 共産
 欠席会派 無
- 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月16日(木)(第9回)

- 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第36号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
 反対会派 共産
 なお、附帯決議を行った。
- 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)
以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日(木)(第10回)

- 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)
以上両案について堀内通商産業大臣、政府委員、法務省及び総務庁当局に対し質疑を行い、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。
(閣法第37号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき
 反対会派 共産

欠席会派 無
(閣法第38号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、さき
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成10年5月12日(火)(第11回)

○大規模小売店舗立地法案(閣法第49号)(衆議院送付)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年5月14日(木)(第12回)

○大規模小売店舗立地法案(閣法第49号)(衆議院送付)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

学習院大学経済学部教授	田島	義博君
日本チェーンストア協会副会長	荒井	伸也君
協同組合連合会日本専門店会連盟常任理事・ 政策委員長	岩井	滉君
社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会副会長	三村	光代君
彦根市長	中島	一君

○平成10年5月19日(火)(第13回)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、根来公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年5月20日(水)(第14回)

○理事の補欠選任を行った。

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について国土・環境委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することを決定した。

○平成10年5月20日(水)(経済・産業委員会、国土・環境委員会連合審査会第1回)

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

案(閣法第39号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣、瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成10年5月21日(木)(第15回)

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第50号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
反対会派 共産

- 大規模小売店舗立地法案(閣法第49号)(衆議院送付)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、堀内通商産業大臣、政府委員、建設省及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年5月26日(火)(第16回)

- 大規模小売店舗立地法案(閣法第49号)(衆議院送付)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき
反対会派 共産

欠席会派 無

(閣法第39号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき
反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

特定家庭用機器再商品化法案(閣法第97号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月28日(木)(第17回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

特定家庭用機器再商品化法案(閣法第97号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣、政府委員、建設省、運輸省、外務省当局及び参考人財団法人家電製品協会専務理事牧野征男君に対し質疑を行い、特定家庭用機器再商品化法案(閣法第97号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第96号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、さき、無
反対会派 なし

(閣法第97号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成10年6月17日(水)(第18回)

- 請願第42号外83件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)

【要旨】

本法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の地方支分部局のうち、鉱山保安監督局制度を廃止し、鉱山保安監督部制度に一元化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 日本貿易振興会法の一部改正

(1) 目的規定及び業務規定の変更

アジア経済研究所が行っていたアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及のための業務を日本貿易振興会(「振興会」)に行わせる。

(2) 振興会の組織変更等

- ① 理事長1人、副理事長1人、理事9人以内及び監事2人以内を置く。
- ② 副理事長は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。
- ③ 理事の任期は、2年とする。
- ④ 運営審議会は、委員25人以内で組織し、委員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(3) 罰則

役員等の秘密保持義務違反、虚偽の報告等における罰則について、罰金額を引き上げる。

2 通商産業省設置法の一部改正

通商産業省の地方支分部局のうち、鉱山保安監督局制度を廃止し、鉱山保安監督部制度に一元化する。

3 附則

(1) 施行期日

この法律は、平成10年7月1日から施行する。

(2) アジア経済研究所の解散等

① アジア経済研究所をこの法律の施行時に解散し、その権利・義務は、日本貿易振興会が承継する。

② ①措置に伴い、アジア経済研究所法を廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 統合の実をあげるため、両機関の既存の業務・人員配置の全般について見直しを行い、業務の重複の排除、その政策効果の評価の徹底に万全を期するとともに、積極的な人材育成、内部登用の促進等を含めた適材適所を通じ業務の一層の活性化を図ること。
- 2 現アジア経済研究所の移転後においても、調査研究事業及び貿易・投資振興事業の運営について、新機関が一体となって総合力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究の成果を公表する等利用者の利便性の確保にも十分留意すること。
- 3 新機関がアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究を行うに際しては、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に寄与し、国の要請に応えよう措置するとともに、自主的かつ効率的な調査研究活動を促進するよう努めること。
- 4 新機関の職員の処遇については、身分の変更に伴う不利益が生じることがないように十分配慮すること。
- 5 経済活動のグローバリゼーション化、地域経済の相互依存関係が一層進展する中、新機関の機能をより有効に活用するため、我が国中小企業、地域産業の国際化支援、現地のニーズを踏まえた経済協力の促進等に一層力を注ぐこと。

また、民間への情報提供についてもそのニーズを常に汲み上げ、求めるものが的確に提供できるよう特段の努力を行うこと。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案
(閣法第37号)

【要 旨】

本法律案は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学等の研究活動の活性化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 特定大学技術移転事業の定義

大学等の特定研究成果を、国以外の者に属する特許権等の譲渡、専用実施権の設定等により、特定の民間事業者へ移転する事業をいう。

2 実施指針の策定

文部大臣及び通商産業大臣は、特定大学技術移転事業の実施指針を定め、公表する。

3 実施計画の承認

特定大学技術移転事業を実施しようとする者は、特定大学技術移転事業の実施計画を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受ける。

4 産業基盤整備基金の業務

特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金による

助成金の交付及び債務保証等の措置を講ずる。

5 中小企業投資育成株式会社による出資の特例

特定大学技術移転事業により大学等の特定研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例を講ずる。

6 特許料等の納付義務の免除

国立大学等における特定研究成果について、国から特許権等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う特定の事業者に対して、特許料等の納付義務を免除する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 民間事業者への特定研究成果の円滑かつ効果的な移転促進を図るため、国立大学等の研究者が技術移転機関の役員等の職を兼ねることを可能とする措置について、早急に結論を得ること。
- 2 国立大学等の研究者が、その研究成果を事業化しようとする民間企業の事業活動に、主体的に参画できるような制度について、積極的に検討を進めること。
- 3 大学等からの民間事業者への技術移転の促進を図る上で、特定研究成果に対する市場性の評価が重要であることにかんがみ、技術評価やマーケティングに精通した人材の養成及び確保に努めること。
- 4 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための措置がとられることにより、いやしくも基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、十分に注意すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、国際的な大競争時代の到来を背景に、我が国の経済活力を維持するためには、技術開発の成果等の迅速かつ十分な保護により、新たな知的創造活動を促進することが重要であることから、工業所有権の保護の強化を行い、あわせて工業所有権制度の国際的調和を図るため、特許その他の工業所有権制度全般にわたり改善を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 工業所有権の保護の強化

(1) 損害賠償制度の見直し

- ① 損害賠償額の算定に当たり、侵害者が譲渡した物の数量に基づき妥当な損害額を算定する方式を導入し、損害額の立証を容易化する。
- ② 訴訟において、実施料相当額の損害賠償額の認定に当たり、事件の事情を考慮した権利者の損害の適正な補てんができることとする。

(2) 侵害罪の罰則の見直し

- ① 特許権等の侵害の罪について、親告罪の規定を削除し、非親告罪とする。
- ② 特許権等の侵害について、法人の罰金刑の上限を1億5,000万円とする法人重課を導入する。

2 意匠制度の見直し

- (1) 物品の部分のデザイン創作を、部分意匠として保護の対象とする。
- (2) 意匠登録の要件である創作容易性の水準を引き上げる。
- (3) 組物の意匠の登録要件を、構成部分ごとでなく組物全体のみを求める。
- (4) 同人、同日の出願に限り、類似する複数の意匠を関連意匠として意匠登録を認める。
- (5) 物品の機能上不可欠な形状のみからなる意匠の登録は認めない。

3 オンライン・システムによる手続等の拡大

- (1) 意匠法及び商標法の規定による手続、処分、通知等で政令で定めるものについては、オンライン・システムを使用して行うことができることとする。
- (2) 磁気ディスクによる手続は、オンライン・システムを使用して手続を行うことができない場合に限り認める。
- (3) 意匠又は商標公報は、磁気ディスクで発行できることとする。

4 審査処理の促進

- (1) 無効審判の請求に当たり、請求の理由の補正は、要旨の変更とならない範囲で認める。
- (2) 特許出願等に関して、放棄又は拒絶査定等が確定したときは、先願の地位を認めない。

5 権利者の負担の軽減

- (1) 10年目以降の特許料を平準化する。
- (2) 国と国以外の者が特許権等を共有している場合は、特許料等のうち国の持分に相当する額を免除する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 知的財産権の侵害訴訟の解決の迅速化を進め、権利の保護強化を図るため、文書提出命令の拡充、計算鑑定人制度の創設等、訴訟手続きの見直しについて引き続いて検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 2 工業所有権制度の国際調和の重要性にかんがみ、特許制度の調和を目的とする特許法条約の制定に最大限の努力を払いつつ、商標の国際登録制度への加盟についても、その実現に積極的に取り組むこと。

右決議する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案（閣法第39号）

【要 旨】

本法律案は、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善、商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中心市街地活性化対策の基本的枠組み

- (1) 国による基本方針の策定

主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推

進に関する基本方針を定めなければならない。

(2) 市町村による基本計画の作成

① 市町村は、基本方針に基づき、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本計画を作成することができる。その際、商業の活性化のための事業に関する事項については、商工会議所又は商工会の意見を聴取しなければならない。

② 主務大臣及び都道府県は、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(3) 事業者の作成する事業計画の認定

市町村の基本計画に則って中小小売商業の高度化事業を推進する機関及び民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画（以下「特定事業計画」、「中小小売商業高度化事業計画」という）を、主務大臣は認定することができる。

2 市町村の基本計画に基づく市街地の整備改善に関する措置

(1) 公益施設等の用地を確保するため、土地区画整理事業の保留地の特例を創設する。

(2) 都市公園の地下に設ける路外駐車場の整備事業のため、都市公園の占用許可の特例を創設する。

(3) 再開発用地の土地の買取のため、都市開発資金貸付制度を拡充する。

(4) 市町村長は、中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対する情報提供、事業用地の取得等を適切かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、中心市街地整備推進機構として指定することができる。

3 市町村の基本計画に基づく商業等の活性化に関する措置

(1) 地域振興整備公団は、中心市街地の活性化に関する土地区画整理事業、市街地再開発事業及び都市型新事業のための工場等の整備を行うことができるほか、商業基盤施設の整備等を行う事業者に対し出資を行うことができる。

(2) 特定事業計画に関する措置

① 産業基盤整備基金による債務保証、利子補給等を行う。

② 中小企業信用保険の特例を創設し、付保限度額の拡大、保険料率の引下げ等を図る。

③ 特定商業施設等整備事業、貨物運送効率化事業等一定の特定事業計画によって取得した施設に対し、租税特別措置法により特別償却を認める。

④ 特定事業計画に係る一定の施設に対し、地方税の不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収を補てんする措置を講じる。

⑤ 特定事業計画に係る食品流通円滑化事業、旅客・貨物運送事業、中心市街地電気通信施設整備事業に対し業務の特例等の措置を講ずる。

(3) 中小小売商業高度化事業計画に関する措置

① 中小企業設備近代化資金の特例を創設し、償還期間を7年まで延長できるようにする。

② 中小小売商業高度化事業計画によって取得した施設に対し、租税特別措置法により特別償却を認める。

③ 中小小売商業高度化事業計画に係る一定の施設に対し、地方税の不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収を補てんする措置を講じる。

4 その他

地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業の経費に充てるための地方債について、特別の配慮をする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 中心市街地の活性化のための諸施策は、それぞれの地域の実情に応じた多様な事業実施を適切に支援するためのものであることにかんがみ、市町村における柔軟な施策選択を可能とし、施策の活用し易さを高めるよう配慮すること。

また、それぞれの地域における十分なコンセンサス形成の下、適切な時期に事業が実施できるよう、国及び地方公共団体は所要資金の確保に努めること。

- 2 関連施策の一体的かつ総合的な実施のため、関係省庁間の緊密な連携を図る体制を整備し、市町村の基本計画に盛り込まれた種々の事業の円滑な実施を促進すること。

また、市町村への情報提供及び市町村からの基本計画の写しの受理を一元的に行う窓口を設けるなど、手続き面での負担が過重とならないようにすること。

- 3 国の基本方針は、人口や都市規模による一律的な基準により中心市街地を限定することなく、中心市街地の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする市町村を広く対象とし、十分な支援を受けられるよう策定すること。

- 4 市町村の基本計画は、中心市街地の活性化のための事業内容等を自らの創意と地域の特性に応じて定めることとなっていることにかんがみ、政府の事業支援及び指導・助言等を通じた市町村への関与は必要最小限にとどめること。

- 5 市町村の基本計画の下、認定構想推進事業者（TMO）の中小小売商業高度化事業、及び中心市街地整備推進機構の市街地整備改善のための事業など、関連事業が一体となって推進されるよう、制度の運用について点検、助言を行うこと。

また、これらの機関を中心とする街づくりの推進のため、企画力、指導力に優れた人材の育成、確保を始めとするソフト面での十分な支援を行うこと。

右決議する。

大規模小売店舗立地法案（閣法第49号）

【要 旨】

本法律案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者により、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる必要があることから、店舗の新増設に際し、都道府県、市町村、周辺住民等が生活環境の保持の見地から意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基準面積

大規模小売店舗の基準面積は、政令で定める。都道府県は、条例で、周辺地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、政令で定める基準に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

2 指針

通産大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき基

本的な事項及び大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項について指針を定め、これを公表する。

3 大規模小売店舗の新增設に関する届出等

大規模小売店舗の新增設をする者は、設置日・店舗面積の合計・施設の配置及び運営方法等を大規模小売店舗が所在する都道府県に届け出なければならない。都道府県は、届出があったときは、届出の概要を公告するとともに、公告の日から4月間縦覧に供しなければならない。届出者は、届出から8月を経過した後でなければ、届出に係る店舗の新增設をしてはならない。

4 説明会の開催等

届出者は、届出をした日から2月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村において、届出内容等を周知させるための説明会を開催しなければならない。

5 都道府県の意見等

都道府県は、届出を公告したときは、その旨を市町村に通知し、公告の日から4月以内に、市町村から大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を聴かななければならない。また、周辺住民、事業者、商工会議所又は商工会等において、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、公告の日から4月以内に、都道府県に対し意見書を提出することができる。都道府県は、届出から8月以内に、市町村等からの意見に配意し、指針を勘案しつつ、生活環境の保持の見地から意見を有する場合は、書面により述べるものとする。届出者は、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行う。

6 都道府県の勧告等

都道府県は、届出者の対応では周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、指針を勘案しつつ、届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、理由を付して、必要な措置をとるべきことを勧告できる。また、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 地方公共団体の施策

地方公共団体は、小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合には、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行う。

8 罰則

大規模小売店舗の新增設に関する虚偽の届出等を行った者は、100万円以下の罰金に処する等の罰則を整備する。

9 附則

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律は廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 小売業は地域密着性が高いという特性を有していることにかんがみ、大規模小売店舗の立地について、地域社会との融和の中で円滑に進められるよう地域住民、関係団体等の意見を広く聴取し、的確に対応するためのシステムを創設すること。
- 2 大規模小売店舗の立地が街づくりに影響することにかんがみ、生活環境の保持、住民利便の確保の観点から、地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定すること。
- 3 大規模小売店舗の立地及び運営に際して、本法の趣旨が十分に尊重され、周辺環境に適切な配慮がなされるよう、大規模小売店舗の設置者に対し実効性のある対応を促すこと。
- 4 中小小売業は、身近な購買機会を提供し、さらには、地域コミュニティの核である等、社会・経済的に極めて重要な役割を担っていることから、中小小売業の活性化のための諸施策の充実に努めること。
- 5 本法施行までの間の現行法の運用に十分に配慮するとともに、施行後においては、大規模小売店舗の立地後の地域社会等への影響、状況を常時把握し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第50号)

【要 旨】

本法律案は、最近における経済情勢に対応して、企業の負担軽減及び規制の趣旨等に照らして、より効率的かつ機動的な制度の運用を行うことができるよう、企業結合規制の手続規定の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 報告及び届出対象範囲の縮減等

(1) 株式所有報告の対象範囲の縮減

- ① 会社の株式所有に関する報告の対象会社の範囲を、会社単体の総資産20億円超の会社から、親子会社の総資産を合計した総資産100億円超の会社に変更する。
- ② 事業年度ごとの全所有株式の報告から、会社単体の総資産10億円超の会社の株式を一定比率を超えて取得した場合の報告に変更する。

(2) 合併及び営業譲受け等届出対象範囲の縮減等

- ① 会社の合併届出対象会社の範囲を、すべての合併から、親子会社の総資産を合計した総資産100億円超の会社が同10億円超の会社と合併する場合に変更する。
- ② 届出対象となる営業譲受け等の範囲を、すべての営業の全部又は重要部分の譲受け等から、親子会社の総資産を加えた合計金額100億円超の会社が譲り受ける場合で、会社単体の総資産が10億円超の会社から営業の全部譲受けのとき、ないし譲受対象部分に係る年間売上高が10億円超の営業の重要部分又は営業の固定資産を譲り受けるときに変更する。
- ③ 50%超の株式保有関係にある親子・兄弟会社間の合併及び営業譲受け等並びに営業の貸借、経営の受任及び損益共通契約について届出を不要とする。

- (3) 競争関係にある会社の役員兼任に係る届出制度及び会社以外の者が競争関係にある2以上の会社の株式所有報告書の提出制度を廃止する。
 - (4) 会社の合併又は営業譲受け等に係る審査手続について、公正取引委員会が届出受理後30日以内に追加資料を求めた場合等に、勧告又は審判開始決定を行うことができる期間を延長できることとする。
- 2 国外における株式保有及び合併等の企業結合行為についても、規制の対象とする。
 - 3 金融会社の株式保有制限に対する適用除外として、他の国内の会社が利益をもって自己株式を消却することにより、発行済み株式総数に占める当該金融会社の所有株式の割合が限度を超える場合を加える。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、我が国の商品先物市場をめぐる内外の経済的環境の変化に対応して、我が国の商品先物市場の健全な発展を図るため、委託者保護の強化を図りつつ、その利便性及び信頼性を向上させる措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 商品先物市場の利便性の向上

(1) 新規商品上場の円滑化

- ① 開設期限を定めた商品市場の開設等（試験上場）について、上場商品の先物取引の十分な取引量が見込まれないこと、上場商品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼすこと等に該当しないときは、商品取引所の設立の許可又は定款変更の認可をしなければならない。
- ② ①の許可又は認可について主務大臣が公示日から4月以内に通知を発しなかったときは、許可又は認可があったものとみなす。

(2) 商品取引員の許可制度の改善

- ① 商品取引員の許可については、許可区分を簡素化し、商品市場ごとから複数の商品市場に改める。
- ② 商品取引員の許可の更新期間を4年から6年に延長する。
- ③ 商品取引員は商品取引所の会員であることを要しない。
- ④ 商品取引員の営業所の開設等については、主務大臣の許可から届出に改める。
- ⑤ 商品取引員は商品市場における取引の委託の取次ぎ業務も扱うことができる。

(3) 委託手数料の規制撤廃

委託者から徴収する委託手数料は商品取引所の定める手数料基準によるべきものとする規制を撤廃する。

2 商品先物市場の信頼性の向上

(1) 委託者保護の強化

- ① 商品取引員等は、顧客に対して誠実かつ公正な業務を遂行しなければならない旨の原則条項を設ける。
- ② 取引の委託等を受けた商品取引員が、その委託に係る取引が有利な価格で取引できるとして、先に自分で取引すること（通称フロントランニング）を、禁止される

行為類型に追加する。

- ③ 委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘行為を行っている商品取引員に対し、業務の改善等を命ずることができる。
- ② 監督体制及び紛争処理体制の強化
 - ① 商品市場における取引の公正を確保するため、商品取引所に市場取引監視委員会を設置する。
 - ② 主務大臣の認可を受けて商品取引員により設立される商品先物取引協会に、協会員に対する制裁措置、委託者との紛争解決のためのあっせん・調停委員会の設置等所要の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 商品の上場に係る許可、認可基準等が緩和されることにかんがみ、それが商品市場の活性化に資するものとなるよう環境整備に努めるとともに、上場商品の適格性について、上場の効果、流通実態等を踏まえ常時見直しを行い、上場の適格性を失ったものについては速やかに廃止を検討すること。
- 2 市場取引監視委員会が、システム取引の普及・活用による取引実態の把握等を通じ、市場監視機能の充実を図り、公正、透明な商品市場を実現できるよう指導、監督に努めること。
- 3 委託者保護の見地から、委託者財産の分離保管を徹底させるとともに、受託取引の適正化を一層進めること。
なお、預託先銀行等の経営破綻への対応策についても早急に検討すること。
- 4 適合性原則の導入を踏まえ、商品取引員の営業姿勢の適正化に努めるとともに、商品取引員の業務実績、財産状況等のディスクロージャー、電話勧誘時における告知制度等不当な勧誘の防止策、適切な受託の実現策など、取引前の事前保護策についても引き続き検討すること。
- 5 あっせん・調停委員会の委員の適切な人選、業務運営が図られ、商品先物取引協会に対する信頼性向上につながるよう努めること。
- 6 商品取引員の取引委託の取次ぎ業務については、委託者保護に欠けることがないよう商品取引員の許可、業務の監督等に万全を期すること。

右決議する。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案（閣法第81号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、ベンチャー・キャピタルによる投資活動を活性化し、株式未公開の中小企業等に対して、物的担保の不要な資金が円滑に供給されるよう、中小企業等に対する投資事業に適した新たな組合契約の制度を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 中小企業等投資事業有限責任組合契約による投資事業組合制度の創設
業務を執行する無限責任組合員と、出資した金額の範囲で責任を負う有限責任組合員から構成される中小企業等投資事業有限責任組合契約による投資事業組合制度を創設す

る。

2 組合の業務

中小企業等の株式、転換社債、工業所有権等の取得及び保有、経営又は技術の指導等を行う。

3 投資家の保護

(1) 無限責任組合員は毎事業年度、財務諸表及び業務報告書を作成するとともに、これらの書類に関する公認会計士又は監査法人の意見書を併せて備えていなければならない。

(2) 組合員及び組合の債権者はいつでも財務諸表等の閲覧又は謄写を請求できる。

4 第三者の保護

組合契約の第三者に対する公示のため、登記制度等を設ける。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要 旨】

本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化を図るための措置の拡充、エネルギーを消費する機械器具のエネルギー消費効率の向上を図るための措置の拡充等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において使用の合理化の対象となる電気から、太陽光発電、風力発電等によって得られる電気を除く。

2 工場に係る措置等

(1) 事業者の判断の基準となるべき事項

通商産業大臣が定める事業者の判断基準となるべき事項において、エネルギーの使用の合理化の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置を示す。

(2) 第1種エネルギー管理指定工場に係る措置

エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（第1種エネルギー管理指定工場）を設置している者は、毎年、エネルギーの使用の合理化の目標に関し、中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(3) 第2種エネルギー管理指定工場に係る措置

通商産業大臣は、第1種エネルギー管理指定工場以外の工場であって、エネルギー消費量が政令で定める数値以上の工場（第2種エネルギー管理指定工場）を指定し、エネルギー管理員の選任やエネルギー使用状況の記録を義務付けるとともに、エネルギーの使用の合理化が著しく不十分である工場に対する勧告の措置を創設する。

3 機械器具に係る措置

(1) 製造業者等の判断の基準となるべき事項

自動車、エアコンなどの特定機器について、そのエネルギー消費効率向上の目標基準を策定するに当たり、技術開発の将来見通しを踏まえ、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている製品の性能等を勘案して定める。

(2) 特定機器の性能の向上に関する公表及び命令

通商産業大臣は、特定機器の性能の向上を図るべき旨の勧告を受けた製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表し、さらにエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるとき等は、その勧告に係る措置を命ずることができる。

4 その他

公布の日から起算して1年以内に施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 二酸化炭素排出量を極力抑制するため、地球温暖化防止対策への取組を一層強化するとともに、産業、運輸、民生の各部門において自主的に実効ある対策が講じられるよう環境整備に努めること。
- 2 COP3合意による削減目標の達成に当たっては、企業及び国民生活等において省エネルギー努力が求められていることから、学識経験者等国民の意見を幅広く聴取しつつ、その合意形成に努めること。
また、今後一層の温室効果ガスの排出削減を図るため、「革新的な技術開発」等に取り組むなど、省エネルギー政策の強化に努めること。
- 3 民生部門における一層のエネルギー消費の削減を図るため、省エネルギー型の新しい生活様式の提案等、国民一人一人の節約意識とライフスタイルの見直しにつながるよう、広報体制の一層の拡充及び情報提供の充実に努めること。
- 4 特定機器におけるエネルギー消費効率の目標基準を設定するに当たっては、可能な限り具体的に明示するとともに、学識経験者等の意見を幅広く聴取し、公平性かつ透明性を確保すること。
- 5 一般消費者が特定機器を購入するに当たっての、エネルギー消費効率の高い機械器具の選択に資するため、適切な表示等を実施するよう指導すること。
なお、住宅及び業務用建築物に係る省エネルギー対策の強化を図るとともに、自主的な取組についても検討すること。
- 6 省エネルギー政策とあわせ、原子力対策及び新エネルギーの開発・導入等エネルギーの供給対策を講じ、バランスのとれたエネルギー供給構造を確保すること。
- 7 地球温暖化防止対策の推進に当たっては、関係省庁の緊密な連携の下、総合的に整合性のある対策を実施するよう努めること。
なお、地球温暖化防止に関する新たな対応の必要性が生じた場合には、直ちに見直しを行うこと。
- 8 地球温暖化防止に向けて、地球的規模での取組が重要であることにかんがみ、発展途上国の取組に対する支援を強化するとともに、先進国が一体となって対応するよう働きかけを行うなど積極的貢献に努めること。
右決議する。

特定家庭用機器再商品化法案（閣法第97号）

【要 旨】

本法律案は、廃棄物の発生量が増大する一方、再生資源の利用が十分に行われていない

状況にかんがみ、テレビ、冷蔵庫等の特定家庭用機器の廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）について、基本方針、収集及び運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針等

(1) 基本方針

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する。

(2) 事業者及び消費者の責務

事業者及び消費者は、特定家庭用機器廃棄物の排出抑制に努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、その求めに応じ料金の支払いに応じること等により、その収集又は運搬をする者、再商品化等をする者に協力しなければならない。

2 小売業者の収集及び運搬

(1) 引取義務

小売業者は、次に掲げるときは、特定家庭用機器廃棄物を排出する者から、その廃棄物を引き取らなければならない。

① 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

② 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(2) 引渡義務

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に引き渡さなければならない。

(3) 料金の請求

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、排出者に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬に関する料金を請求することができる。

3 製造業者等の再商品化等の実施

(1) 引取義務

製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、指定引取場所において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(2) 再商品化等実施義務

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行わなければならない。

(3) 料金の請求

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、引取りを求めた者に対し、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を請求することができる。

4 指定法人

(1) 指定等

主務大臣は、公益法人であって、再商品化等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定法人として指定することができる。

(2) 業務

指定法人は、引き取るべき製造業者等が存在しない場合、特定の製造業者等の委託を受けた場合等において特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施する。

5 その他

主務大臣は、製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行うものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 廃棄物及びリサイクル行政の実施においては、関係省庁間の緊密な連携を図るとともに、個別の生産、流通、消費の実態に即したきめ細かいリサイクル対策推進の必要性を踏まえつつ、総合的な廃棄物及びリサイクル対策について早急に検討を行うこと。
- 2 本法の施行に当たっては環境基本計画を最大限尊重するとともに、再商品化等に際しての化学物質対策について適正な措置を講ずること。
- 3 廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、不法投棄に関する情報収集及び公開に努め、不法投棄の防止等に有効な措置を講ずること。
- 4 産業界に対しては、リサイクルコスト低減努力を促すとともに、製造業者等のリサイクル事業に対しては、税制・金融面等における支援策を講じ、特に中小企業者が適切に対応出来るよう十分配慮すること。また、既存の回収処分業者等の技術、設備等の積極活用を図るなど、リサイクルコストの低減に寄与する諸施策を充実すること。
- 5 再商品化費用については、消費者の立場に立って、各メーカーの技術水準に照らして公平かつ適正に設定されるよう関係各者の努力を促すとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。
- 6 家電リサイクル施設や指定引取り場所の円滑な整備に資するため、廃棄物処理法、建築基準法等の関連法、条例等の運用について国及び地方自治体が十分な配慮を行えるよう環境整備を図ること。
- 7 当面对象となる家電4品目の廃棄物の回収・再商品化等については、関係各者がそれぞれの役割を自覚して本法の的確かつ円滑な施行に努め、市町村の新たな負担とならないよう、本法の趣旨・内容を周知徹底すること。
- 8 今後廃棄量の増大が予想されるパーソナルコンピュータ等の機器の対象化も視野に入れつつ、それらの再利用、再商品化等について早急な検討を行うこと。
- 9 リサイクルを促進するため、製品に関する正確な情報が消費者に対して十分開示されるよう適正な施策を講じるとともに、製品の耐久性の向上、再商品化しやすい材料の選択等を事業者に促すための措置を早急に導入すること。
- 10 本法が、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用による循環型経済社会の実現に資するものとなるよう、適切な運用を図ること。

なお、法施行後、新たな事態が発生した場合には、法律の見直しを含め制度について

の所要の改善が迅速に行われるよう措置すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※36	日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2.12	10. 3.19	10. 4.16 可 附帯決議	10. 4.17 可 決	10. 3.13 商 工	10. 3.18 可 附帯決議	10. 3.19 可 決
※37	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案	〃	2.12	4.15	4.23 可 附帯決議	4.24 可 決	3.30 商 工	4. 3 可 附帯決議	4. 7 可 決
※38	特許法等の一部を改正する法律案	〃	2.12	4.15	4.23 可 附帯決議	4.24 可 決	3.30 商 工	4. 3 可 決	4. 7 可 決
※39	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案	〃	2.12	5.11	5.26 可 附帯決議	5.27 可 決	4.16 商 工	5. 7 可 附帯決議	5. 8 可 決
				○10. 5.11 参本会議趣旨説明 ○10. 4.16 衆本会議趣旨説明					
49	大規模小売店舗立地法案	〃	2.24	5.11	5.26 可 附帯決議	5.27 可 決	4.16 商 工	5. 7 可 附帯決議	5. 8 可 決
				○10. 5.11 参本会議趣旨説明 ○10. 4.16 衆本会議趣旨説明					
50	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.24	5.15	5.21 可 決	5.22 可 決	5. 7 商 工	5.12 可 決	5.14 可 決
58	商品取引所法の一部を改正する法律案	参	2.26	3.17	4. 2 可 附帯決議	4. 3 可 決	4. 8 商 工	4.10 可 附帯決議	4.14 可 決
81	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案	〃	3.10	3.27	4. 9 可 決	4.10 可 決	5.21 商 工	5.22 可 決	5.28 可 決
96	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.13	5.25	5.28 可 附帯決議	5.29 可 決	5.11 商 工	5.15 可 附帯決議	5.15 可 決
97	特定家庭用機器再商品化法案	〃	3.13	5.25	5.28 可 附帯決議	5.29 可 決	5.11 商 工	5.15 可 附帯決議	5.15 可 決